

各部・局長

町田市長 石 阪 丈 一

## 平成25年度（2013年度）予算編成方針について（通知）

2013年度の予算編成にあたっては、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」及びその実行計画である「新5ヵ年計画」を前提とし、2013年度「市政運営の基本的な考え方」並びに本方針に基づいて、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

## 記

## 1 前提条件

## (1) 「新5ヵ年計画」の具体化

「新5ヵ年計画」は、2012年度から2021年度までの10年間を展望し、将来のあるべき町田市の姿の実現に向けた取り組みの指針である町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」を具体化するための実行計画である。

各部の予算編成にあたっては、この実行計画に位置づけられた事業について、計画の2年目に当たることから、その進捗状況と今後の見通しを確認し、目標達成に向けた取り組みの着実な推進を目指すこと。

## (2) 「新5ヵ年計画」における財政見通し

「新5ヵ年計画」における2012年度から2016年度までの財政見通しでは、5年間で74億円、2013年度で16億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。この収支不足額への対応として繰出金等の削減、経常事業費の縮減、市税徴収率の向上という3つの取り組みを掲げ、収支不足額の解消を図るものとしている。「新5ヵ年計画」に掲げた重点事業を着実に推進するためには、こうした経費節減は必要不可欠なものであり、各部において積極的に取り組むこと。

## (3) 2013年度の財政見通し

東日本大震災や欧州経済危機などの影響により景気の低迷が長期化し、依然として厳しい経済状況が続いている。

町田市では、現時点の決算見込みにおいて、現年度の当初予算に計上した市税収入を確保することが困難な見通しである。さらに、普通交付税については、2012年度も引き続き交付されることとなった。

2013年度は、歳入において、市税収入が2012年度当初予算と比較して好転

は見込めず、その他の収入については軒並み減収となる見込みであり、厳しい状況が続いている。

一方、歳出においては、国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計などへの繰出金の増加、生活保護費・保育所運営費などの扶助費の増加は避けられない状況であり、所要の一般財源の増加傾向は続く見込みである。

これにより、2013年度の予算編成においては、多額の財源不足が生じることが見込まれるため、引き続き臨時財政対策債の発行に頼らざるを得ない状況である。

このような厳しい財政状況を、職員一人ひとりが認識した上で、既存事業について廃止、縮小、統合といった厳しい視点で見直すことにより財源を捻出し、収支不足の解消に向けた取り組みが必要である。

#### (4) 2013年度「市政運営の基本的な考え方」

2013年度「市政運営の基本的な考え方」では、施策立案の基本的な考え方として、職員一人ひとりが、時代の変化を「感じて動くこと」、町田市将来に何が必要になるのかを「考えて動くこと」を求め、各部・局においては、

ア 「まちだ未来づくりプラン」、「町田市新5ヵ年計画」の着実な推進

イ 「未来づくりプロジェクト」の実現に向けた全庁的な取り組み

ウ 既存の枠に捉われない横断的な施策立案

の3つの事項を念頭に施策立案を行うこととしている。

予算編成にあたっては、上記に掲げた事項を踏まえて「新5ヵ年計画」の実現を目指し、新たな着眼、柔軟な発想をすることにより既存事業の中止・廃止を含めた徹底的な事業の見直しを行うこと。

## 2 基本方針

(1) 2013年度の予算編成において重点的に取り組む事業は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた4つの基本目標《将来を担う人が育つまちをつくる》《安心して生活できるまちをつくる》《賑わいのあるまちをつくる》《暮らしやすいまちをつくる》の実現を目指すため、「新5ヵ年計画」の重点事業プランに定めた事業及び「2013年度から実施する新規事業の取り扱いについて（通知）」（2012年7月24日付 政策経営部長通知）に基づいて選定した主要事業とする。

(2) 町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた3つの行政経営基本方針《市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む》《市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める》《いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる》を受けて具体的な取り組みを定めた「新5ヵ年計画」の行政経営改革プランに基づき、事業の見直しを進める。

(3) 各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定する。

- (4) 義務的な扶助費等を除いた経常事業費（政策事業から経常事業化した事業を含む）については、枠配分及びマイナスシーリングを実施する。配分については、一般財源枠配分方式とする。各部への一般財源枠配分額は、2011年度の決算額を基準として、原則5%削減して算定する。
- (5) 各部の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額を一般財源枠配分額に加算するインセンティブ予算方式を昨年度に継続して実施する。

### 3 実行方針

- (1) 新5ヵ年計画の具体化に向けた予算編成とするため、新5ヵ年計画の重点事業、改革項目のうち、各部の所管になっているものについて、次の点を整理し、予算案に反映させること。
  - ア 計画期間中における各年度の実施工程
  - イ アに基づく2013年度に実施すべき事業計画
- (2) 2013年度の「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の作成を想定し、次の作業を行った上、その結果を予算案に反映させること。
  - ア 2012年度「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の目標・取組項目の達成状況と次年度に向けた課題を明確にする。
  - イ 2013年度において、部・課が取り組むべき事項を重点化する。
  - ウ 2012年度に導入した新公会計制度を活用し、フルコストによる費用対効果を意識するとともに、年間の目標値を立てて具体的な執行を想定する。
- (3) 「新5ヵ年計画」及び「部長の仕事目標」等を踏まえて予算編成作業に取り組み、別に定める調書（予算原案の基本的な考え方）において具体的な内容を明らかにすること。
- (4) 「受益者負担の適正化に関する基本方針」（2011年8月19日改正）に基づき、使用料及び手数料、負担金等については、対象や料金水準が適正であるかどうかを確認し、負担の公平性確保の観点と負担均衡の原則に立って適正化を図ること。
- (5) 事業費の見積りにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業をゼロベースから見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。

特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。

- (6) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。
- (7) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な制度運用を行うこと。  
特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。
- (8) 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、運営体制、周辺との調和をはじめ、機能面、維持管理面に配慮すること。また、国・都の補助基準単価や、後年度の維持管理経費に留意し、中長期的な経済性について十分検討を行うこと。  
なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのないよう計画的に行うこと。
- (9) 2013年度の予算編成においては、「補助金」について重点的に見直しを行う。  
平成20年度に実施された包括外部監査の対象となった補助金はもとより、監査対象とならなかった補助金についても、監査の視点を参考にしながら個々の事業ごとに必要性（サンセット含む）、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。
- (10) 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。  
ア 市税については、新たな収納方法等を検討し、引き続き徴税努力を傾注すること。  
イ 財産収入については、現在、有効活用が図られていない市有財産（土地・建物）の活用を十分に検討し、未利用市有地の積極的な売却や貸付を図ること。  
ウ 各種債権について収入額の目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を進めること。私債権については、私債権管理条例（2010年10月1日施行）に基づき、未収私債権の適切な回収に積極的に取り組むこと。
- (11) 国・都の補助事業については、一括交付金など予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように補助要望すること。また、補助制度の変更等に的確に対応すること。さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。  
なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、事業の打ち切り、縮小を行うこと。
- (12) 「地域主権改革」に伴う権限移譲事務については、東京都及び関連部署と十分調整し、歳出のみならず、歳入についても移譲された権限に見合う十分な対応を求め、

適切な予算措置を行うこと。

- (13) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。

- (14) 2012年7月から新庁舎で業務を開始したことによって見えてきた課題や問題点を改善し、更なる市民サービス向上を目指すため、既存の枠に捉われない横断的な施策立案を行い、事業効率を上げるとともに、創意工夫により経費節減に取り組むこと。